萩市余裕期間制度実施要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年１２月５日制定

（趣旨）

第１条　この要領は、萩市が発注する建設工事において、工事着手日前に建設資材及び建設労働者の確保等を行うことができる余裕期間制度を活用した工事を実施するため、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工事着手日

発注者が指定又は受注者が選択する工事の着手日をいう。

(2) 工事着手期限日

受注者が工事着手日として選択することができる最も遅い日で、発注者が発注時に指定する日をいう。

(3) 余裕期間

契約締結日の翌日から、工事着手日の前日までの期間をいう。

(4) 実工期

工事着手日から工事完成日までの工事を実施するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む期間をいう。

(5) 全体工期

余裕期間と実工期を合計した期間をいう。

（対象工事）

第３条　余裕期間制度の対象工事は、次のいずれにも該当しない工事のうち、発注者が選定する。

　(1) 緊急性を要する工事

(2) 余裕期間を設定することで、実工期の適正な設定ができない工事

(3) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

（余裕期間の設定方式）

第４条　余裕期間制度の方式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定方式

発注者において、工事着手日を指定する方式

(2) 任意着手方式

契約締結日の翌日から工事着手期限日までの間において、受注者が工事着手日を任意に選択する方式。この場合において、受注者は落札決定日の翌日（土日祝日を除く。）までに工事着手日通知書（別記様式）を発注者に提出するものとする。

（余裕期間の設定等）

第５条　余裕期間は、６０日を超えない範囲で設定するものとする。ただし、災害時等、同時期に相当数の工事発注が見込まれる場合等で、さらに長期間の設定が必要なときは、この限りでない。

２　工事着手日を変更する必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定し、実工期に係る変更契約を行うことができる。

３　余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行わない。

（発注時の条件明示）

第６条　発注者は、発注時に以下の項目を明示するものとする。

(1) 当該工事が余裕期間制度の対象工事であること。

(2) 余裕期間の設定方式（「発注者指定方式」又は「任意着手方式」）に関すること。

(3) 「工事着手日」（発注者指定方式の場合）又は「工事着手期限日」（任意着手方式の場合）に関すること。

（余裕期間中の現場管理等）

第７条　余裕期間中の現場管理は発注者が行うこととし、受注者の現場管理責任は工事着手日から発生するものとする。

２　受注者は、余裕期間中に現場への搬入を伴わない資材等の準備、労働者の手配及び書類作成等を行うことはできるが、工事の着手（工場製作、測量、現場への資機材の搬入、仮設物の設置等）を行うことはできない。

３　前項の余裕期間に行う準備等は、受注者の責任により行うものとする。

　（技術者等の配置）

第８条　余裕期間中は、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者若しくは監理技術者補佐並びに現場代理人の配置を要しない。

２　受注者は、工事着手日に配置予定技術者等を確実に配置できるよう、当該技術者等が従事している他の工事の配置期間等に十分留意しなければならない。

３　工事着手日に技術者を配置できない場合には、発注者は、工事請負契約書に基づく契約を解除することができる。

（契約関係等の取扱いについて）

第９条　工事請負契約等に関する手続き等については、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書に記載する工期は、実工期とする。

(2) 契約保証の保証期間は、全体工期を含むものとする。

(3) 工事請負契約書に基づく工程表は、余裕期間を記入したものとし、受注者は契約締結後すみやかに提出するものとする。

(4) コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）に登録する工期は、全体工期とし、技術者データ（従事期間）は実工期とする。

(5) 技術者等選任届には配置予定の技術者等を記載し、受注者は契約締結後すみやかに提出するものとする。

(6) 前払金の支払い請求については、工事着手日以降に行うことができる。

附 則

この要領は、令和６年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別記様式（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

工 事 着 手 日 通 知 書

（余裕期間設定工事）

萩市長　　　　　 あて

（受注者）住所

称号又は名称

代表者職氏名

下記工事について、工事着手日を定めたので通知します。

１ 工事名

２ 工事場所

３ 工事着手日　　　　　　年　　月　　日

※１「任意着手方式」による工事の場合に提出すること。

２ 落札決定の日の翌日までに提出すること